

焼津市農業委員会 2 月総会議事録

1 日時

令和 7 年 2 月 1 9 日（水）午後 2 時 00 分 ～ 午後 3 時 00 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 B

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	1 5	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	1 6	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	1 0	杢村 輝夫	×	1 7	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	○	1 1	村松 正二	○	1 8	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	1 2	村松 章	○	1 9	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	1 3	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	1 4	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 杉村達哉 主査 高橋雅代 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について

第 4 号 農地の利用目的変更届出について

第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第 6 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。 総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>18 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。
議長	ただ今から令和 7 年 1 月総会を開会します。 初めに、本日の議事録署名人を指名します。 5 番、鶴橋俊次委員、11 番、村松正二委員両名にお願いします。 それでは、報告事項から始めます。 報告第 1 号から報告第 6 号までを、一括して議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	【報告第 1 号から報告第 6 号までを朗読】
議長	質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 6 号までを承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 6 号までは、承認することに決定しました。 続きまして、議事に入ります。 議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可について」の番号 5 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 5 を朗読後、説明】 申請地は、東益津小学校より東に約 300 m に位置している第 3 種に該当する農地です。 本件は、申請地について、申請地近くにある寺院の檀家から、駐車場がなく苦慮しているとの意見があり、無料の貸駐車場として利用するために転用したいという申請であります。 申請地の北側及び西側は畑、東側は雑種地、南側は道路であります。 審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。 市外在住者を含む檀家の利用者一覧も提出されており、転用面積は適正であります。 また隣接する農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区委員 17 番	事務局からの説明のとおりです。 お寺に行かれる方の駐車場となります。周りの農地に対する影響はほとんどないと考えますので、地区審査では許可相当であると考えました。

	ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号5を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第1号、番号5は許可することに決定しました。 次に、議案第1号、番号6を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号、番号6を朗読後、説明】 申請地は、特別養護老人ホーム施設より南に約100mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、上小杉の農地について、事業所への貸駐車場として利用するために転用したいという申請であります。 駐車場として借り受けた事業所は、藤枝市で自動車販売業を行っており、現在借りている駐車場では手狭で苦慮していたところ、申請人が農地を転用し駐車場として賃貸することについて同意し、今般の申請に及んだものであります。 申請地の北側は畑、西側は道路、東側及び南側は宅地であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。 貸駐車場としての転用面積は適正であり、また隣接する農地は申請者が所有する農地で、境界にはブロック壁を設置する予定であること、田から畑への利用目的変更届が提出されており、農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 19番	ただいま事務局から詳しく説明のあったとおりです。 現地調査の結果、周りの農地に与える影響はないと思われ、許可相当としました。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号6を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第1号、番号6を許可することに決定しました。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号4、及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号46は、関連する議案でありますので、一括して審議します。

	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第2号、番号4、議案第3号、番号46を朗読後、説明】 申請地は、焼津市学校給食センターより西へ約50mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、大島の農地について、当初計画者が住宅兼英語塾敷地とするため、昭和50年2月28日付けで住宅兼英語塾敷地として農地法第5条の許可をとりましたが、申請地の造成後、共同経営者が経営を辞退したことから費用面で事業の実施ができなくなり、更地のままで現在に至っています。 当初計画者は現在、市内に住居を有しており、また年齢的にも今後この申請地に自己住宅の建築の予定もないことから譲渡したく、また承継者においては、現在アパート暮らしで手狭であることから、自己住宅を建築したく今般の申請に及んだものです。 申請地の北側、東側及び西側は宅地、南側は道路であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 次に、資料15ページをご覧ください。 議案第3号、番号46は関連案件となります。 事業計画変更承認と併せて申請された5条許可申請となります。内容については、今説明させていただいたとおりであります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 9番	2月8日に、地区委員と推進委員で現地の確認を行いました。今現在建物は無く、雑種地でした。周りにも農地はなく、昭和50年に農地転用許可がおりている土地です。 周辺農地もなく、支障はないと思いますので、許可相当と考えました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号4及び議案第3号、番号46を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第2号、番号4及び議案第3号、番号46を許可することに決定しました。 次に、議案第3号、番号43を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号43を朗読後、説明】 申請地は、焼津病院から南へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、申請地について、事業所用駐車場として利用するために転用したいという申請であります。

	譲受人は、西側の雑種地等を挟んで、業務用家具の製造・販売を行う工場を持っている法人であります。青枠で囲ってある現在の工場内の駐車場に、完成品保管用倉庫の建設を計画しており、新たに従業員駐車場を確保する必要があることから、適地を探していたところ、譲渡人の合意を得て今回の申請に及んだものであります。 申請地の北側は水路、東側及び西側は雑種地、南側は水路及び道路であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。 隣接地には農地はなく、影響はないと判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 23番	2月9日に地区の委員で現地調査を行いました。申請地の付近は他の製造会社が入る地域です。申請地の周辺状況については事務局から詳細な説明があったとおりです。 付近には農地がなく、周辺に与える影響も軽微であることから地区審査では許可相当と考えました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号43を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第3号、番号43を許可することに決定しました。 次に、議案第3号、番号44を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号44を朗読後、説明】 申請地は、大富郵便局より北西に約500mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、中新田の農地について、貸駐車場敷地として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人は、申請地周辺に複数店舗を所有しておりますが、現在の貸店舗用駐車場の一部に、県道の道路拡幅に伴い大富郵便局が移転することになったため、その代替駐車場が必要になっていきます。また、貸店舗の老朽化に伴う建て替えを予定しており、貸店舗敷地内の駐車場スペースが減ることから、譲受人が本計画に同意し、今般の申請に及んだものであります。 申請地の北側は道路、東側は宅地、南側及び西側は雑種地であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。 必要台数の駐車場として転用面積は適正で、周辺に農地はなく影響がないと

	判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 9 番	2 月 8 日に地区の委員で現地の確認を行いました。道路の拡張に伴い、駐車場敷地が減ってしまうこと、郵便局も付近へ移転の予定があるとのこと。 周辺は、宅地、雑種地であり、農地は無いことから影響は少なく、地区審査では許可相当と考えました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 4 4 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 3 号、番号 4 4 を許可することに決定しました。 次に、議案第 3 号、番号 4 5 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 3 号、番号 45 を朗読後、説明】 申請地は、中新田配水場より北へ約 5 0 0 m に位置している第 3 種に該当する農地です。 本件は、中新田の農地について、収用移転に伴う住宅敷地として転用したいという申請であります。 申請人においては、県道高洲和田線沿いに住んでおりましたが、県が施工する小川島田幹線が農免道路西側に向かって延伸工事を行うにあたり、収用されます。そこで、近隣で土地を探していたところ、譲渡人の了解を得られ、今般の申請に及んだものです。 申請地の北側は水路及び道路、東側は田、南側は水路、西側は宅地であります。 審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。 東側及び南側境界には L 型擁壁を設置するため、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 9 番	2 月 8 日に地区の委員で現地調査を行いました。 事務局から詳細な説明があったとおりです。 道路の拡幅に伴い、拡幅部分が自宅にかかってしまうことから収用移転をするという申請です。 西側に農地がありますが耕作がされていない状態であります。

	北側に水路がありますが、特に問題がないと考えます。 地区審査では許可相当と考えました。皆さん、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号45を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第3号、番号45を許可することに決定しました。 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。 本議案に関係する委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。 【退室】 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第4号を説明】
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号は原案のとおり、計画を策定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第4号を承認することに決定しました。 それでは、退席されていた委員の入室を 認めます。 【入室】 以上をもちまして、令和7年2月総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。